

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 トッパン・フォームズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 秋 山 正 法  
( コード番号 7 8 6 2 東証第 1 部 )  
問合せ先 経 理 本 部 長 堀 喬 一  
( TEL . 0 3 - 6 2 5 3 - 5 7 2 0 )

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、下記のとおり、当社取締役および従業員に対するストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成18年6月29日開催予定の当社第52回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

・当社取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を付与する件

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役に対し、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、会社法第 361 条 1 項 1 号および 3 号に基づき、報酬等として新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 120,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,200 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、(2)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。1 株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権発行日前日の終値、または株主総会前月の各日（取引が成立しない日を除く）の終値の平均値のいずれか高い方に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない日の場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、行使期間の初日の前日までの間、継続して当社の取締役等に在任していることを要する。  
新株予約権者は、取締役退任後1年間または新株予約権の行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入は認めない。

その他、権利行使の条件は、当社と対象取締役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき、当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得できる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡、質入するには、当社取締役会の承認を要する。

・ 当社従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を付与する件

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションを目的とした新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式120,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

1,200個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(2)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権発行日前日の終値、または株主総会前月の各日(取引が成立しない日を除く)の終値の平均値のいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない日の場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使条件

当該対象従業員の退職および死亡後の取扱は以下のとおりとする。

- ・ 退職時 : 定年または会社都合退職の場合、退職後1年間は与えられた権利を行使することができる。
- ・ 死亡時 : 死亡と同時に与えられた権利は失効するものとする。ただし、業務災害による死亡の場合、相続人が1年間に限り権利の行使ができる。

新株予約権の譲渡、質入は認めない。

その他、権利行使の条件は、当社と対象従業員との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき、当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得できる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡、質入するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成18年6月29日開催予定の当社第52回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上